別添

（計画機関名）土地改良事業測量作業規程

（計画機関名）土地改良事業測量作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程（令和６年３月２２日付国国地第１６０号）を準用する。

この場合において、作業規程の第１条第１項中「農林水産省地方農政局」とあるのは「（計画機関名）」と、同条第２項「農林水産省地方農政局」とあるのは「（計画機関名）」とそれぞれ読み替えるものとする。